

菊田幸一氏ヒアリング

辻刑事局総務課長 所定の時刻より若干早いですが、皆さんおそろいのようにありますので、「死刑の在り方についての勉強会」の第3回会合を開会させていただきます。私、刑事局総務課長の辻でございますが、本日の進行役を務めさせていただきます。

本日の勉強会では、4名の外部の方から死刑制度の存廃等について御意見を伺うこととなっております。ヒアリングに先立ちまして、千葉法務大臣からあいさつがあります。大臣、よろしく願いいたします。

千葉法務大臣 本日「死刑の在り方についての勉強会」の第3回目でございますが、会議を開催することとなりました。

私は、本勉強会を立ち上げるに当たりまして、傍聴もできる開かれた場で幅広く外部の様々な方から御意見を伺う機会を設けたいと申し上げてまいりましたところ、本日その最初のスタートを切ることができました。

本日の勉強会では、菊田幸一先生、岡村勲先生、道上明先生、本江威憲先生及びその随行者の方々から、死刑制度について、その存廃も含め貴重な御意見を伺わせていただく予定でございます。各先生方におかれましては、御多忙の中にもかかわらず本勉強会にお越しをいただいたこと、心から御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。先生方から忌憚のない率直な御意見をお伺いできれば幸いです。

本勉強会では、死刑制度の存廃等の問題について、様々な角度から幅広く検討することとしておりますが、先生方からの御意見は本勉強会における検討の貴重な資料として、私ども十分に参考にさせていただくとともに、国民的な議論が行われる契機となるとともに、大変貴重な参考になるものと願っているところでございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

辻刑事局総務課長 ありがとうございました。

それでは、まず菊田先生から御意見を伺いたいと思います。菊田先生の御専門は犯罪学で、現在明治大学の名誉教授を務めておられ、弁護士としても活動されていると伺っております。菊田先生、よろしく願いいたします。

菊田幸一氏 本日は、私を参考意見を聞くために御指名いただきまして、心からお礼申し

上げたいと思います。ちょうど去年の今ごろ法務大臣が御就任されて、私ども長らく死刑廃止運動をやっている者として非常に有り難い知らせを受けて、この先、千葉法務大臣を私個人的には追い詰めるようなことはすべきでないというようなことを多くの人に伝達した記憶があります。

その後1年近くになって今回執行されたわけですけれども、個人的には、長らく死刑廃止の考えをお持ちの法務大臣が執行されたということについては、いまだに私は結びつかない、どういうプロセスなのか、いまだに理解できない状況で今ここに至っております。

ただ私は、いわゆる死刑廃止ということについて長らく考え、書き物もしてまいりましたけれども、過激なといいますか、死刑廃止ありきというようなことを前提に運動することが必ずしも望ましいことではないということを常に思ってやっております。そういう意味で、今回この勉強会、名前はともあれ御在任中、今年の5月に法務大臣が我々死刑廃止グループとお会いされたときも、私の意見としては、在任中少なくとも何らかの審議会なり、そのときは私はたしか刑罰問題審議会というか、広く死刑を含めた刑罰問題一般についての審議会などを御在任中に設定していただきたいということを申し上げました。その背景は、仮に法務大臣が交代されても、次の法務大臣もその審議会を継続し、そして死刑を含む刑罰問題を議論することを望みたいという思いがあるからでありました。今回の勉強会も同じ意味で、ちまたでは単なるセレモニーじゃないかと、こういうことを言う人もいますけれども、私は執行ということを除きまして、その執行の裏返しと言うと失礼な話ですけれども、ともあれ勉強会にしる審議会にしる、死刑ということについてこういう勉強会を催されたということについては非常に感謝し、またこの機会に、聞くところによると法務省で、公といいますか、こういう勉強会なり検討会をされたのは初めてだと聞いておりますが、これは大変なことである、歴史に残ることではないかとさえ思います。願わくばというよりも、ここに御出席の法務省の皆さんも大変な幹部でいらっしゃるわけですけれども、引き継いで、この機会だけで終わるのではなくて、法務大臣が代わろうとなかろうと、刑罰問題、死刑を含めた問題について長い時間をかけても議論をするのだという、そういうひとつ約束をしていただきたいと思います。心からそういうふうに願っております。

そういうことを前提にいたしまして、細かいことは、これはもう皆さん御承知のところです。短い時間にそんなことを説明する予定はありませんが、大きな意味では、私は

2001年の9.11事件のときニューヨークにいたのですけれども、このニューヨークの9.11事件のときの犯人が、世界中に今ばらまかれています。その中で容疑者をアメリカに連行というか引き渡ししようとしても、死刑のあるアメリカへは死刑のない国からはこの国民を引き渡すことはできない。引渡条約があるにもかかわらずそういう国が出ているということがあります。これは、そういった特殊なケースだけではなくて、御存じのとおり日本で殺人を犯し死刑のない国に逃げて、日本が引き渡ししろと言っても拒否しているケースもあるわけです。

この例から分かりますように、死刑の問題というのは一つの国が存置しているから、その国で法的に処刑しているのだというような問題ではなくなってきた。グローバルな世界的なものとして死刑というものを検討し、そして国連なりあるいはこれはもとより人権宣言に至るわけですけれども、世界が望んでいるあるべき死刑廃止、あるいは執行停止という方向にどう向かっていくかということで、ひとり日本国の国情だとか背景だとか世論とかいろんなことを理由に、ちゅうちょしている時代ではないということをお願いしておきたいと思うわけです。

これは言わずもがなのことですが、日本は憲法第9条で戦争放棄ということをした。法の名のもとに人を合法的に殺せるのは戦争だ、と同時に死刑という問題があるわけです。戦争を放棄した第9条を持つ世界に冠たる国が、他面においては自らの凶悪な犯罪者とはいえ、法の名のもとに国が殺している、これはどう考えても単純な理論として成り立ってはならない。これも御存じの明治から大正にかけて活躍された徳富蘇峰、蘆花の兄さんがおられますが、彼はもちろん国粹主義者という意味で私どもと肌は合わないわけですが、どういうわけか言っていることは、死刑のない国があつて初めて、その国は外国と戦争もしないという資格があるのだという意味のことを言っておるわけです。これは実に端的な表現でありまして、たまたま日本は敗戦という事実で第9条を手に入れたわけですが、それが前後になりました。そういう意味では、日本は戦争放棄をするのが歴史的にも早過ぎたかもしれない。だけれども、我々は今そこで冠たるものとしてこれを守っているわけです。その国が、一方ではなお依然として死刑を法の名のもとにやっている。これも私は理屈として成り立たないと思います。

いつか私、外国人を交えて来た学生の中で、イタリアの女子学生が日本に来て、日本に死刑があることを聞いてびっくりしたという質問がありました。それと同じときに立

ち上がった日本の18歳の女子学生が、「私は大人になるまで日本に死刑がある、しかも絞首刑というすごい殺し方をしていることを知らなかった」ということを私聞いて、愕然とした思いがあります。少なくとも私どもが生きている間に、これから生まれてくる子供たちが成人になるまでに、そういう恥ずかしいとか思いもよらない国だという思いをさせたくない、そういう思いをしたことがあります。非常に感傷的でありますけれども、私は日本という国は戦争もない、そして国民も殺さないという国であることは、若い人のためにも我々の子孫のためにも残すべき課題だというふうに思うわけです。

話が飛ぶようですがけれども、今日本はトヨタだ東芝だ、あるいはその他の文明の利器と言われるものを、世界中に売りまくっているわけです。その売りまくっているこのすばらしい国。ところがヨーロッパ、EUの諸国はすべて死刑廃止国です。その人たち、EUの死刑廃止運動をしている人たちの間で、この東洋のすばらしい国がダーティな死刑というものをやっている、そんな国のものは買わないでおこうじゃないかという、そういう運動が出ているのです。死刑廃止運動をしている人たちというのは、死刑廃止をしている国が死刑廃止運動をやっているのです。それは戦争と同じです。いったん停止なり廃止しても必ず復活する危険性があるわけです。ですから戦争と同じく、死刑を廃止してもいかに復活させないかということに、日ごろ死刑廃止運動の人たちは頑張っているわけです。その中で、ダーティな日本の製品を買わないでおこうという、今は円高で買わない人がとか、その辺はよく分かりませんが、これは全然無関係ではないです。命の問題と経済的な問題とは密接に関係していると私は思います。EUへ行って初めてそのことを聞いたとき、私もなるほどなというふうに思いました。

そういうふうな中で、日本ではどうあるべきか。私は今日明日に日本の刑法から死刑条項をなくせなんて、そんな突飛もないことを言うつもりはありません。もっと言えば、日本の刑法典から死刑条項をなくすることは、少なくとも私どもの世代ではあり得ないし、近い将来あり得ないと思っています。そういうような重い課題であるわけですが、少なくともその死刑条項を少なくしていくとか、あるいは執行を停止する、するにしても執行を停止するための手立てというものが私は必要だと思うのです。どういう段取りで死刑執行を停止していくのか。別に死刑執行を停止するためにこういう手立てをしるということではなくて、あるべき刑罰の在り方としてどういう段取りをとるべきかということで、この勉強会を私は推進していただきたいと思うのです。

と申しますのは、例えば世論ということが言われています。ここの勉強会でも、存廃

の在り方の中で世論というもの。失礼ですけれども、法務省は死刑存置の根本的な根拠は世論と被害者問題だというふうに伺っていますけれども、どの国においても80%以上、ヨーロッパのイギリス、フランスあるいはその他の廃止国においても、世論の大部分は死刑存置であったわけです。その中で、例えばフランスはバダンテールさんという法務大臣、当時のミッテランさんが任命して、世論に反してでも死刑を強引に廃止していった。死刑という命の問題は、世論に左右されるのではなくて、為政者は世論に逆らってもこれを実施するのが使命だというせりふのもとに実行されたわけです。イギリスにおいても同じです。

こういう背景の中で、今なお世論は85%が死刑存置だから、日本では時期尚早だというようなことはこれはいんちき以外の何物でもない。今申し上げたような方向で、本当の刑罰の在り方というものをどう向けていくかということを進めていく中で、世論というものは理解を、後でついてきてくれるはずですよ。そういう課題であると思います。

もう一つ、被害者問題があります。被害者問題も大事な問題です。論理的に言えば、死刑問題と被害者問題とは無関係だと言ってしまえば終わりですけれども、私もかつて東京被害者支援センターを設立したりしました。そうしてから、今あります被害者補償法のもとになりました法律の制定のために、当時息子が殺されて被害者法を制定しろと言われて頑張った人との協力でいろいろな運動もやってまいりました。あのころから比べますと、今は自動車の強制保険よりも上回った被害者補償というのが金銭的にはたり着いています。けれども、もちろんそれだけでは済まないわけです。経済的な問題以外に精神的なアフターケア、あるいは被害者たちがお互いにどのように助け合うかというシステムをつくっていくとか、もろもろのやるべきことがいっぱいあります。

しかし、被害者のために死刑があるわけではない。死刑になるような人間、これは確かに悪い人です。そういう悪い人間も、しかし一方では人間であり、加害者である。加害者と被害者、加害者もある意味では不幸な事件に遭遇した。被害者はもちろん不幸な、被害者そのものはいなくても被害者の家族、その人たちは不幸なことに遭遇してしまったわけです。不幸な者同士が殺す、殺されないという形で象徴的に言いますと恨み合っていては何の解決にもならない。これこそ江戸時代の仇討ちの世界をほうふつさせるだけなのです。そんな時代ではないし、我々日本はそんな野蛮な国じゃないわけです。被害者と加害者の不幸をいかに我々が、社会が、国家が、どのようにその接点を見つけて新しい生きざまを求めていくかということが求められている。それを模索するのが我々

の与えられた課題ではないか。

死刑があるから被害が増えるとか殺人が増えるとか減るとか、そんな課題ではないです。人間残念ながら人を殺す。どんなに死刑があろうとなかろうと人を殺す。つまり被害者は出てくるのです。こういう事実を考えると、被害者問題としてこれはとことんまで国の政策、社会としてやらなければならないけれども、一方では死刑のない、そして例えば私が後で申し上げたいと思います終身刑、死ぬまで刑務所にいてくれと。

時間がないから今申し上げたいのですけれども、今日本は御存じのように無期懲役と死刑という非常に落差があります。もちろん今の無期懲役は、事実上30年、40年にならなければ出られないと言われているように、終身刑に等しいということも言って、日弁連あたりも終身刑に、これを見ると反対しています。私は日弁連のこの考え方には、後から説明があるのでしょうけれども、反対です。つまり、今日本には死刑があるのですから、死刑がある国において終身刑を設けるということは、私に言わせれば仮釈放のない限りなく死刑に近い終身刑をむしろ採用すべきだと。お隣の韓国も今そういう制度を、私もアメリカのデータを取り入れて韓国に紹介したりしてやりました。そういう案を取り入れています。議員連盟の終身刑を検討する会も、そういうものを取り入れて、恩赦が少し入っていますけれども、入れたりしています。私に言わせれば、限りなく死刑に近い終身刑、仮釈放のない終身刑を採用すべきだ。そうでなければ、被害者を初めとして国民は納得しません、納得しないです。今ある死刑の中で、死刑の存置を唱える人たちは、仮釈放のあるような、あるいは無期懲役で30年、あるいは法的に10年以上たてば出てきてまた何をやるか分からない。こんな恐ろしいことを許せるか。人を殺してあやめた者にそんな甘いことを言えるかというのが叫びです。その叫びを私どもはやはり率直に受けとめなければいけない。そういう意味で、私はあえて終身刑、むしろ絶対的終身刑というものを採用すべきだろう。そうすれば、最近のペルー人による幼児殺人事件の判決でも裁判官は言っていました、今終身刑がないのだ、だからあなたに言い渡す無期懲役は、限りなく終身刑に近いのだよ、仮釈放のない終身刑、無期懲役なのだよということをあえて言って選択しています。これを言うのには大変な苦しみがあるわけです。あの裁判官だけではなくて、多くの裁判官はその選択のために非常に苦しんでいるわけです。あえてそういうことをその中でやっていく。ということは、その結果が、人に言わせれば死刑もある、終身刑もある、そして無期懲役だ、重刑罰化ではないかというふうに言います。私はそれは結構だと。そういうものをやってください。や

れば、日本という国が刑罰の在り方としてどうなるか、その流れは必ず出てくる。今、口幅ったく死刑廃止だとかそんな言葉を使うこと自体が必要ない。そういうシステムをつくることによって、必ず自然に死刑廃止というものは後ろからついてくる、黙っていてもついてくるというのが私の考えです。

もちろん法務省も、私は決して終身刑に反対だと思いません。かつては、法務省の予算でヨーロッパ、アメリカの終身刑をレポートした人の報告によると、非常に好感的なレポートも書いています。そういう意味で法務省だって終身刑に対して頑として反対だとは思えない。あえて言えば、死刑だって法務省は一人一人の検察官にしろだれにしろ、幹部の人たち皆さん一人一人、「私は根っからの死刑存置論者だ」と言う人はいますか。私はいないと思うのです。人として、あり得ないと思う。組織としてあるだけなのです。組織を維持するために今あるだけでしょう。私は一人一人にお願いしたいです。そういう意味で、あえて終身刑を採用し、そしてあるべき方向について時間をかけて前向きに検討する会としてのスタートをとっていただきたいと思います。

あと、最後になりますけれども、一つは刑場の情報公開がありますが、この問題は、いろいろ新聞紙上でも出てきましたけれども、情報公開したから死刑の存廃とどういう結び付きがあるのか。情報公開なんて何の意味もない。むしろきれいな処刑場を見せて、ああ、こんな厳粛なところで処刑をやっているのだというふうに、ただ見る人は思うだけなのです。それが死刑廃止に存置につながるかどうか私は分かりませんが、ただそれだけです。死刑の情報というものは、そんな問題じゃないですよ。今確定死刑囚がどう置かれているか、確定死刑囚の処遇がどうなっているか、これの実態は、すごい暗たんたるものです。24時間カメラで見られて、私の知っている死刑囚は死ぬまで一度でいいから真っ暗なところで寝たいという、これが今の彼らの夢なのです。こういうような状況に置いておいて、その情景を国民に知らせていない。これ自体が情報の何の意味があるかということをお願いしたいわけです。

そういう意味で、私はもう一度繰り返しますけれども、こういう勉強会あるいはその他の、名は変えても可能な限り継続していただいて、そして死刑ということでもなくて、刑罰問題のあるべき方向付けというものを、一つはやはり人間の命を取っている日本の制度そのものをどう、私に言わせれば一歩後退。しかし日本は前進するという形で継続的にやっていただくということ、その中に一つの課題として終身刑というものをどう具体化していくかということについての方向を基本的に持っていただけたら。死刑囚だっ

てほうっておいたっていつかは死ぬのですから、終身刑もいつかは死ぬのだ。そんな急いで死刑にしなくても、必ず死刑囚、人間みんな死ぬのですから、そんな慌てて殺さないでください。あなたはここまでの命ですなんて、そんな法に私は理念はないと思う。法の使命というのは、そんな命まで取るような大きな使命を法律に与えてはしないと私は思います。

あと、どうぞ御質問いただきたい。

辻刑事局総務課長 菊田先生、ありがとうございました。

それでは、ただいまの菊田先生の御意見に対しまして御質問等ありましたらお願いいたします。

西川刑事局長 刑事局長の西川でございます。今日はどうも、貴重な御意見をありがとうございます。

先ほどの先生のお話の中で、一気に刑法典から死刑をなくすということはありませんが、ただ、例えば死刑が制定されている罪を絞っていくとか、そんなのはあり得るのではないかというお話がありました。具体的なアイデアとしては、例えばどういう罪については死刑はどうなのだろうかというようなお考えがあれば、更に敷えんしてお聞かせ願えませんでしょうか。

菊田幸一氏 どういう条項については残すという言い方でいいですか。

西川刑事局長 若しくは、どういうものについては外すべきだというお考えがあれば。

菊田幸一氏 そのことは、私は具体的に案があるわけではないです。今の刑法典で、例えば内乱と外患とか、そういう犯罪についても死刑があるじゃないですか。そういう国家体制にかかわるような問題について死刑条項があるということ自体が、今どうこうできることではないし、そんなことはどうでもいいということなのです。だから刑法上死刑条項がなくなることは別に望まないし、どうでもいいというような意味で言っているのです。ただ国連からは条項を減らすべきだと言ってきていますよね。だけれども今の日本では、現実に死刑に該当する条項というのはもうごくごく限られたところでやっていますから、形はどうでもいいわけです。そういうことです。

西川刑事局長 分かりました。どうもありがとうございます。

加藤法務副大臣 今日はありがとうございます。副大臣の加藤でございます。

今の先生の御主張、すごくシンプルに整理をすると、当面の間は仮釈放のない終身刑を創設して、あとは裁判所の判断に委ねるという、当面はそういうお考えだと理解をし

てよろしいのでしょうか。

菊田幸一氏 終身刑を仮に採用した場合に、死刑を選ぶか終身刑を選ぶか、それは裁判官に任せる、それは当然ですよ。

加藤法務副大臣 要するに先生は、刑法からすぐに死刑そのものの条項をなくすことは容易ではないというようなお考えだったと思うのですが、今すぐに死刑制度そのものを廃止するというよりは、まずは終身刑をつくって当面それで様子を見て、更にその後、議論をすべきと、こういうお考えだという理解でよろしいのでしょうか。

菊田幸一氏 いや、議論すべきではなくて、例えば弁護士会なんかも終身刑は反対だと言っているのです。絶対的終身刑は反対だと言っていますけれども、そんな甘いことを言っていて、一方では執行の停止をし、執行停止中死刑の議論を進めようと言っているのです。執行停止ができれば、これはもう私に言わせれば万々歳です。執行停止をどのように実現するか、そのためにはどうすればいいかということが今与えられた課題なのです。そのために、刑罰の在り方をこうして執行停止に向かっていくのだと言わなくてもいいから、そのための体制をとってほしいということなのです。

加藤法務副大臣 分かりました。よく分かりました。

辻刑事局総務課長 ほかに御意見は。

菊田幸一氏 大変失礼なことを言った面がありますけれども、本当に私はこの中で一番年輩じゃないですか。そういう年輩としての立場からも申し上げたいし、私個人的にも幸運にも正木亮とか木村亀二とか、そういう人たちと親交、親しく指導を受けてまいりました。その中で、やはりこの死刑の問題というのは、何としても私どもの生きている間に少しは前進してもらいたいということです。先ほど申し上げたように一步後退、二歩前進ということでもいいわけだ。だから高らかに即時死刑廃止とか、そういう意味では私は、言うときではないかもしれないけれども、弁護士会のこの後でしゃべろうとしていること自体も、何か説得力ないです。私はそういう思いです。ひとつよろしくお願ひします。

千葉法務大臣 菊田先生、ありがとうございます。これまでも私も先生にいろいろ御指導いただいていた経過もございますが、この勉強会という形で議論の場をスタートすることになりましたが、これからできるだけ国民の皆さんも積極的にいろんな議論、あるいは考えを巡らせていただく、そのためにどのような議論の仕方というのでしょうか、あるいはそういう場を設けていくことが必要だというふうにお考えになっておられますで

しょうか。何かそういう御提起がございましたら、お願いいたします。

菊田幸一氏 一つは世論の問題ですけれども、私かつて世論というのは一般世論ではなくて有識者の議論、死刑に対して関心のあるなり、あるいはそれなりの検討した人たち、例えば裁判官とか検察官とか、その他学者にしても、そういう有識者の意見を尊重すべきだというようなことで、その人たちの世論といいますか、限定された調査をしたこともあります。さすがに検察官は少なかったけれども、それにしても一般世論とは全然かけ離れた意味で死刑廃止が多かったことも、もちろんそれも世論調査というのはする人のことがパーセントに出てきますから、決して科学的な問題ではないわけですが、そういうこともやりましたが、いずれにしてもこれだけ大きな課題、命の問題というのは、先ほど申し上げたように権力ある人があるべき方向に強引に持って行ってほしい。だから、中にはもちろん頑固な存置論者もいます。私乱暴な言葉ですが、そんな人に説得している時間がないのだ、そんな人はほうっておけと言うのです。それはその人の信念ですから、その人の信念まで何も説得するような必要はないのです。だから広くといても、それは私が今言ったような形で、私さっきから言っているように、皆さんも含めてあるべき命の問題というのは真剣に考えておられると思うのです。制度があるから、これは法に定まっているから、だから執行するのだ。そんなことで自分たちの生涯をお互い閉じたくないと思います。そういう形で、強引にというか、あるべき姿を時間をかけて検討していただきたいと思います。

中村法務大臣政務官 ありがとうございます。先ほどヨーロッパ、フランス、イギリス等も死刑廃止国の世論は反対であったという指摘をいただいておりますが、これはそういう文献等があるということでございますか。

菊田幸一氏 ほとんどの国は、80%、70%の国民は死刑存置を言っているわけです。この資料の中にも、ジョンソンさん、こちらはアメリカのハワイ大学の教授ですが、書かれた本の中に、この中に入っていますが、韓国は60%になっていますけれども、これはいろいろな世論のとり方によるのです。韓国は日本にはないような物すごい凶悪犯罪が出てきますからね。だから恐らくこの数字は全然関係ない、多数が死刑存置です。けれども、盧武鉉大統領以下ずっと10年以上事実上死刑執行をやめて、国連では事実上の死刑廃止国の中に入っているのです。日ごろ物すごい反対が出ているのです。そういう中でも抑えているわけです。だからどの国も、死刑廃止論者が増えてから死刑をやめようなんて、そんなあほなことは絶対あり得ないです。

中村法務大臣政務官 短くしますが、済みません、この死刑制度の在り方の勉強会では、
事実に基づいて議論を積み上げていこうというプロセスをとりたいというのが三役のま
とまった考え方です。ということで、また資料提供とかしていただきましたら、その資
料をまた国民の皆様に公開をしていくということでございますので、ぜひ御協力をお願
いします。

菊田幸一氏 お言葉を返すようではすけれども、世論ということは、今申し上げたように、
データが高い、低いなんてことは、命の問題にはほとんど直接的な問題はないことの意
識を持ってもらいたいと思います。

辻刑事局総務課長 では、時間が参りましたので、本日は菊田先生、ありがとうございました。
どうもお疲れさまでした。